

1 12月2日付けの追加指定（12月4日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

待機なし → 3日間待機 : アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー
米国(カリフォルニア州)

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (10か国)

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (12か国)

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア、オランダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、ポルトガル

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (35か国・地域)

アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストリア、ガーナ、カナダ
(アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州)、ケニア、コスタリカ、コロンビア、サウジアラビア
スイス、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ノルウェー、ハイチ
パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、仏領レユニオン島、米国(カリフォルニア州)、ベルギー、香港、モロッコ
モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域(計37)。

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。